

小学校における同和問題指導についての考察(1)

—最近の部落史研究をふまえた教育内容の検討—

伊藤悦子・外川正明

(京都教育大学)

(京都市立永松記念教育センター)

Consider of Pedagogy for the Dowa Problem in Japan ;

In Case of Elementary-School Level (I)

—Learning Contents based on current studies of the history of Buraku—

Etsuko ITO, Masaaki TOGAWA

1996年9月30日受理

抄録：近年の部落史研究の進展にともなう、教育・啓発の場での部落史学習のあり方についても検討が求められている。そこで、本稿では、近年の部落史研究の動向について整理し、部落史学習を進める上での視点を明らかにすることを試みた。その上で、小学校の同和問題指導における学習目標や指導内容について検討を加えるとともに、京都の部落についての歴史研究の成果から、学習に活用できる史料を探り考察を行った。

キーワード：部落問題 同和教育 同和問題指導 部落史学習

I. はじめに

近年、被差別部落の歴史についての研究は、著しい深まりと広がりが見られるようになった。京都府下をはじめ、全国各地における地域史料の発掘に基づき、個々の被差別部落の成り立ちや変容が次々と明らかにされてきた。また、日本史全体の研究の深まりの中で、中世における被差別民の生活や生業などについても、そのいきいきとした姿が描かれるようになってきた。これらの研究によって、これまで当然のように語られてきた部落差別の成立を単純に近世の政治体制に求める考え方や「部落の生活は常に貧困で悲惨であった」とする見方などは、大きな修正と見直しが求められている。⁽¹⁾

こうした部落史研究の深まりや広がりによって、教育や啓発の場における部落史学習も転換を迫られている。実際に、京都市が採択している大阪書籍発行の小学校6年の社会科教科書でも、部落史の研究成果を受けて、1996年度の改訂で同和問題についての記述の変更がなされた。こうした状況を受けて、京都市教育委員会も、指導試案を出し、指導の方向を指し示しようとしている。⁽²⁾ また、奈良県では教育委員会が、埼玉県では教育センターがそれぞれ中心となって部落史学習の見直しを進めようとしている。⁽³⁾ さらに、仮説実験授業を通して新しい部落史学習の方向を探ろうとする動きも見られる。⁽⁴⁾

部落史学習は、部落史研究の内容を子ども向けに平易に直したものを学習するのではなく、

学習目標のもとに研究成果を再編成したものでなければならない。学習は目標があって内容がつくられるものであり、その逆ではないのだから、現在の実践の試みは、研究成果を学習の観点から、練り直していく過渡的な段階にあり、「教科書記述の改訂による指導の見直し」という現実的要請を前にして、実際の授業にあたる指導者の中に少なからぬ困惑と混乱が見られるようである。もとより授業とは、「教科書を教える」のではない、教科書を学習の枠組みとしながら、学習の目標に則したよりよい資料を活用して、学習内容を豊かに教えていくことにある。今、求められているのは、教科書記述のみに限定されるのではなく、部落史の研究の成果を実際の授業にどのようにいかしていくのか、研究と教育を結び付けていくことである。

そこで、本稿では、まず、近年の部落史研究をふまえ、部落史学習を指導する際の観点を考察することとする。その上で、小学校における同和問題指導の学習の視点と教材について、教科書記述を検討しつつ単元を追った考察を行う。その中では、各単元ごとの学習目標に迫るために、『京都の部落史』全10巻⁶⁾を検討し、授業において教材として用いることのできる具体的な史料を探ることによって、より豊かな同和問題指導を展開するための方向を提示したい。

Ⅱ. 最近の部落史研究の動向と部落史学習に関わる視点

1. 部落史研究の動向

部落史を研究する際の問題意識とは、次の2点に集約される。すなわち、「なぜ部落が差別されるようになったのか」と、「なぜ現在も差別されているのか」という問題である。そのことによって、解放への展望を見出だすことが部落史研究の課題である。

戦後の部落史研究はこれらの課題に答えるべく開始され、その成果は1954年の『旧版 部落の歴史と解放運動』⁶⁾に結実した。同書は、部落の起源をいわゆる「近世政治起源説」とはしなかったが、師岡佑行が明らかにしているように⁷⁾その後の政治的課題から部落の起源は封建権力が民衆支配のために創出した身分制度であるという「近世政治起源説」が定着するのである。これは、差別の不合理性を明らかにする一方、差別の責任を政治権力に負わせ、日本における封建制の打破、資本主義的支配からの解放によって部落解放がもたらされるとの展望を示すことを目的としていた。「近世政治起源説」は、60年代の解放運動のなかで部落住民の決起を促し、65年の同和对策審議会答申にも影響したが、実は歴史的根拠が弱い学説であった。

しかし、その後70年代以降、こうした部落史の把握の仕方についての疑義が提示されるようになる。ひとつは、網野善彦や横井清をはじめとする中世史研究の動向であり、⁸⁾ もう一つは、自らの部落の歴史を明らかにしたいという地域部落史の研究の進展である。

中世史研究の問題意識は、人々の差別意識の実像を明らかにすることをめざし、思想史あるいは社会史的方法論が用いられた。50年代の研究が社会構造や経済構造の解明を主としていたのに対して、そうした社会や経済構造を支えていた民衆の心性についての研究が進められた。これらは、中世においても多様な賤民が存在し、それら賤民への卑賤視が近世における部落差別の社会的な根拠であることを一定明らかにしてきた。

一方、地域部落史の研究は、その最も重要な問題意識は各部落の成立にあったが、研究が進むにつれ、部落の多くは中世にその淵源が溯れることが明らかになるとともに、それまでの歴史研究が時代を画する事件史としてあったのに対して、経済状況や思想、文化の状況をも含め

た総合的歴史を提示することになった。近畿地方に限ってみれば、95年に刊行を終了した『京都の部落史』が全10巻の大著であり、他にも『兵庫の部落史』全3巻(91年刊行完了)、『近江八幡の部落史』(95年)などがある。⁽⁹⁾

これら地域部落史が明らかになる中で、先に記した「近世政治起源説」、封建社会の成立時に為政者が民衆を分断支配するために部落を創出したという学説がほとんど事実と合わないことが明らかになってきたのである。また、部落のあり様は多様であり、近世においては豊かであった部落が近代になって貧困化したことなどが判明し、教科書に記述されている内容、すなわち人々の部落史認識と相反する事実が出てきたのである。その結果、部落の個別の歴史はわかっていても、通史が描けないという混乱状態に陥っているといえよう。

もちろん、通史を再構築する試みはなされているが、部落の起源は地域によって多様であり、また社会、制度、文化上の諸要因がからまっていることから、今後も実証研究が進められる必要がある。一方、近代においてもなぜ差別されているのかという点については近代史研究の立ち遅れもあり、今後の研究の進展が必要な状況である。

しかし、そもそも部落史は現在何を課題とすべきかも問われるような状況となっており、それは部落解放の展望が見出だしにくいという現実の問題ともからんでいるため、通史の叙述は容易な作業ではない。部落史研究は、部落の視座から日本の歴史を問い直す作業であるという研究の原点から、個々の事実の実証研究が進められている段階といえよう。

2. 部落史学習の視点

前節で述べた最近の部落史研究の動向をふまえて、部落史学習を進める上での観点を検討していきたい。これまでの小学校における同和問題指導では、「部落差別は、江戸幕藩体制のもとで、少数の武士が、多数の農民を支配するために、さらに低い身分の人々をおき、厳しい差別と苦しい生活を強いたことにはじまる。農民に『下見て暮らせ』の考えをもたせて、一揆などの反抗を防ぐための分裂支配の道具として差別は作られた」といった視点で学習が進められてきた。このような学習視点は、差別を構造的にとらえて分裂支配の仕組みを子ども達に理解させるには明解な論理であったし、差別の不当性や怒りを持たせるには、部落の貧困や悲惨さや差別の厳しさを一面的に強調することで、学習のねらいに容易に到達することができた。しかし、こうした指導では、被差別者への同情にとどまったり、マイナスイメージの助長につながったりする傾向がみられたのも事実である。部落史の研究成果をふまえれば、こうした単純な「近世政治起源説」で部落差別の成立をすべて語ろうとすることや、「貧困や悲惨さ」だけで被差別民の生活をすべて語ろうとする指導を根本的に見直さなければならない。しかし、前節で述べたように、通史がないという状況の中で部落史学習を進めなければならないのである。部落史学習は多様であっても構わないし、ある意味ではそれは望ましいことではあるが、重要なことは、部落史学習全体の見通しを持たなければならないということである。

そこで、現在までの単純な「近世政治起源説」ではなく、歴史段階をふまえて、部落差別の成立にかかわる学習の基本的な視点を以下に整理しておきたい。まず、部落差別の成立は決して個々の被差別部落の集落の成立を語ることではないことを確認しておきたい。全国の被差別部落はそれぞれ独自に集落形成の歴史を持っている。部落差別の成立として考えなければなら

ないことは、その地に住む人々が、いつどのように被差別の立場におかれたかである。その意味で、部落差別の成立については、歴史的に第1に「差別の社会的成立」、第2に「差別の政治的制度的な成立」、第3に「社会問題としての部落問題の成立」という3つの視点に部落史を整理して教える必要があると考えられる。

まず、第1の視点としては、中世における差別のあり様についてである。前述したように被差別部落の系譜が中世にまで溯れることが近年の部落史研究の中で、明らかににされてきているが、特に重要なのは、人々の「ケガレ」意識に基づく、特定の職能をもつ人々に対する賤視観はここに成立してきたものと考えられることである。それらの差別は、政治的にも制度的にも固定されたものではなかったが、こうした賤視観にもとづく差別意識が、近世以降の部落差別の形成の基盤となったと考えられる。その意味で、部落史学習の中世における視点は、「差別が社会的に成立したことを理解する」こととなる。

次に、第2の視点としては、近世幕藩体制のもとでの差別のあり様についてである。近世における身分差別と中世の賤視観との最も大きな差異は、中世においては人々の中に存在する社会的差別であったものが、近世の幕藩体制のもとでは、政治的制度的な差別として固定されたことにある。近世の幕藩体制は、人々の中にあつたこれまでの特定の職能をもつ人々への賤視観を基盤に、近世初期から幕藩体制が動揺しはじめた近世中期にかけて、身分制度を固定化し確立していったととらえられる。そして、さらに下級役人としての役負担を負わせ、例えば、一揆の首謀者の探索や捕捉、刑の執行などを務めさせることで、人々の差別意識に基づく敵意や憎悪を助長し、結果として分裂支配を固めていったと考えられる。そこで、部落史学習の近世における視点は、「差別が政治的制度的に固定化されたことを理解する」となる。しかし、政治的制度的に固定化された差別は、被差別民の貧困と屈辱的な生活とにそのまま結び付くものではなかった。被差別民は、厳しい差別の中でも様々な生産と労働に従事し、社会と文化の発展を支え、逞しく生きてきたのである。

第3は、明治維新以降の近代社会のもとでの部落問題のあり様についてである。1871年明治政府は、いわゆる「解放令」を發布した。徳川幕府の支配のもとで続いた政治的制度的身分制度は崩壊した。「差別が当たり前」の時代から「差別は不当なもの」といえる根拠が成立したのであり、ここにこれまでの身分差別は、近代社会における部落差別として大きな転換を迎えたといえる。さらに、今日、同和対策事業として大きな課題である部落の生活環境、就業構造、教育状況、生活水準などにおけるいわゆる「低実態」は、明治中期以降顕著にまた固定的になるのであり、そのことから見ても、今日の社会問題としての部落問題は、明治以降に成立したと考えられる。いわば、「差別は不当なもの」である社会の中で、なぜ部落差別は存在しているのか、なぜ部落の「低実態」は生み出されてきたのか、解決のための方策はどうあるべきなのかは、「社会問題としての部落問題は明治以降に成立した」という視点から「今日の社会における問題である」として学習を展開していくことが求められる。

以上のように、現在の部落史研究の現状をふまえて、部落差別の成立を歴史段階を追って整理することにより、それぞれの段階における学習の視点やねらいを明確にすることができるものと考えられる。そして、こうした学習を通して、子ども達に、文化・社会・政治といった総合的な歴史視点から差別を構造的に理解させ、差別の不当性とそれへの怒りを持たせるとも

に、その中で社会や文化を支え、たくましく生きてきた人々の姿に気付くことを通して、差別をなくしていく実践力を育てることが部落史学習全体のねらいとなる。

Ⅲ. 同和問題指導の視点と教材の検討

前章での部落差別の成立にかかわる視点に沿って、本章では、同和問題指導を進める上で、部落史における新たな研究成果をどのように生かしていくのか、改訂された教科書記述を検討しながら、具体的な学習展開の視点を探ることとする。もとより、授業とは、学術的な研究をそのまま紹介するものではない。特に、小学校の社会科学習は、客観的資料やデータを提示する中で、子ども達が自ら思考し結論を導き出していく過程を大切に進めるものである。しかし、そこには学習の目標が存在しており、その目標に迫るために、厳選された資料やデータを準備するのである。「この授業で何を学び取らせたいか」というその学習目標の設定段階で、児童の実態の理解の上に立った指導者の教材研究、教材の位置付けが大きな意味を持つ。そこで、第一に学習目標の設定、第二に目標に迫るための教材や資料、第三に思考を進めるための学習展開といった観点から同和問題指導の視点について単元を追って検討を加えることとする。

1. 中世の文化と被差別民—賤視観の成立—

まず中世の文化と被差別民について、京都市採用の教科書を見ると、「金閣・銀閣と室町文化」の中で、中世の文化と関わって次の記述がされている。

大阪書籍『小学社会 6年』平成8年度版(上P44 写真の説明)

石庭と能のぶたい 現在、日本の文化を代表する庭園づくりの技術や、芸能としての能などは、そのころ低い身分とされた人々によって完成されました。

ここでの学習の目標は、『そのころ低い身分とされた人々が、民衆文化を支えたことに気付く』となる。

「能」は、様々な民衆の中に伝わっていた舞や芸能が核となって形成されたといわれる。その中心となっていたのは、当時「声聞師」といわれた被差別身分の人々であり、もともと祝福芸能であったり、キヨメの役割を果たすものであった彼等の「曲舞」や「猿楽」がその源流であると考えられている。それらが、観阿弥や世阿弥によって、「能」へと確立されていく。しかし、その過程で、これらの芸能を継承したり、広めたりしてきたのは、被差別身分の人々であったし、また、専門の芸能者が生まれてくる中では、これらの人々との軋轢も起こっている。例えば、京都では「柳原の子犬」と呼ばれた「声聞師」が、専門の猿楽座の観世座や金春座によって、興業を止められる程、巧みな芸をもって、宮中や神社・寺院など様々な場所で演じ多くの人々に受け入れられていた事実がある。⁽¹⁰⁾

「石庭」については、竜安寺などの多くの有名な石庭を作った善阿弥が、その代表としてあげられるが、その孫で、善阿弥の作庭様式を継承した山水河原者の「又四郎」という人物がいた。彼は、鹿苑院の日記に自分の身上について次のような言葉を述べたと記録に残っている。「某、一心に屠家に生まれしを悲しみとす。故に物の命は誓うてこれを断たず、又財宝は心してこれを貪ばらず。昔日、路上において蚊帳四、五片を拾う。某、其人を追いてこれを与う。

今に至るも路に逢わば、則ちこれを謝す。」⁽¹¹⁾ また、全国的に有名な北野神社の梅の木を守り育ててきたのは、掃除役として勤めていた「千本の赤」と呼ばれた河原者であった。彼は、自分達の權益を確保する中で火災で燃えた梅の木を再生させる努力を続けたのである。⁽¹²⁾

同和問題指導においては、こうした資料を活用しながら中世における被差別身分の人々が、素晴らしい文化を担ってきたことに気付かせることがねらいとなる。中世の被差別身分の人々の役割は、人々が忌みする非日常的な出来事に対する「ケガレ」を「キヨメル」働きを担っていた。こうした仕事は、人々にとっては本来「畏怖」の対象であったのだが、中世中期頃より「賤視」へと転化し、それが近世の身分差別の基盤となっていくと考えられている。こうした中世における「ケガレ」意識に基づく賤視観については、教科書は一切ふれていないが、中世の被差別民の存在を学習していくためには、身分差別が社会的に成立していたことをふまえて、又四郎の言葉などの資料を活用し、こうした人々が他の人々から賤視されてながらも、中世の文化を担っていったことを考えさせていく学習展開が必要である。

2. 身分制の成立－身分差別の政治的制度的成立－

今日の部落史研究の中で、近世被差別民の起源が、中世の被差別民、流入農民、没落農民、特定の職人、寺社の隷属民など多岐にわたっていることが解明されてきている。近世の幕藩体制は、人々の中にあつたこれまでの賤視観を基盤に、近世初期から中期にかけ次第に政治的制度的に身分制度を固定化していったととらえられる。

こうした研究状況を反映して教科書も、平成7年度版と平成8年度版では記述内容が大きく改訂されている。平成7年度版では、「身分のきまりと鎖国」という単元の「土と農工商」という項の中で、以下のように記述されていた。

— 大阪書籍『小学社会6年』平成7年度版（上P60） —

そのうえ幕府は、農民・町人の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、河原などの条件の悪い土地に住まわされ、人々の好まない仕事をしいられましたが、きびしい差別の中で、農業をはじめ、さまざまな仕事について、社会をささえました。幕府は、支配がみだれてくると、身分制をひきしめようとしてしました。特に、これらの人々の日常生活や服装などについては、厳しく制限しました。

このように、身分による居住地・職業・結婚などへのきびしい差別は、農民と町人が力を合わせて武士の支配に反抗しないようにするとともに、自分より下の身分の者がいると思わせて、武士への不満をそらす役割を果たしたと考えられます。これらの身分は、親から子へと代々受けつがされました。

これに対して、平成8年度版では同じ単元の中の「身分のきまり」という項で次のように記述されている。

— 大阪書籍『小学社会6年』平成8年度版（上P59） —

そのうえ幕府や藩は、農民や町人の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、しだいに他の身分との交流を制限され、なかには河原などの条件の悪い土地に住まわされもしました。しかし、これらの人々は、差別にたえながら、荒れ地を

耕して農業を営み、人々のくらしに必要な生活用具をつくったり、伝統的な芸能を伝えたりして、日本の社会や文化を支えていきました。

こうした幕府や藩による身分のきまりは、原則として親から子へと代々受けつがされ、農民や町人に自分よりも下の身分がいると思わせて、武士の支配への反抗と不満をそらす役割を果たしたと考えられます。

平成7年度版に比べて、平成8年度版では、断定的な記述や固定的な印象を与える記述をさけ、「しだいに」や「中には」という言葉を用いて、身分差別がかなりの幅を持って成立してきたことや、さらに低い身分におかれた人々が多様な暮らしを送っていたことを述べている。

被差別部落の成立について京都の状況を見ると、豊臣政権による検地が大きな意味を持っている。それまで、「河原者」とか「清目」などと呼ばれていた人々は、その多くが「かわた」として、検地帳に記されるようになり、またそれまで、神社や寺院に属していた人々が、奉行所の支配を受けるようになるなど、豊臣政権はこれらの人々を次第に支配下におくようになる。また、余部村や六条村が京都の改造という政策のもとで移転させられたりした事実や、「声聞師」といわれた人々が荒地地開墾のために、駆り出されて尾張へ送られたりするといった事実も見られる。⁽¹³⁾ さらに、徳川幕府によって、これらの支配が固められ、警刑使役や掃除役といった役負担を通して、この時期を中心に身分制が政治的に次第に確立していったと考えることができる。京都においては、中世末期より穢多頭としての地位を保っていた下村家が1708年に断絶したのを機に幕府による直接支配が確立していく。⁽¹⁴⁾ 豊臣政権や徳川幕府は、全国統一のためにすべての人々を支配していく過程で、被差別身分を固定化し、人々の中にあった賤視観に依拠しながら、近世初期から中期にかけてかなりの幅をもちながら政治的制度的に身分制度を確立させていったのであり、そして、それらが結果として、人々の間の分裂支配を成立させていったと考えられる。そこで、この身分制の成立の学習では、『幕藩体制を維持強化するために身分制度を確立し強めたことに気付く』ことが学習目標となり、前述した資料などを用いて、身分制度が確立していった事実を学習していくことが重要である。

3. 被差別民の生活や文化—社会や文化の発展を支えた人々—

次に、幕藩体制の下で、さらに低い身分におかれた人々の生活について具体的にどのような指導が重要であろうか。前述したように平成7年度の教科書では、「人々の好まない仕事をしいられました」と記されており、子ども達にマイナスイメージを持たせるとともに、職業観ともかかわって誤った認識を持たせる記述であった。それに対して、平成8年度版では、「これらの人々は、差別にたえながら、荒地地を耕して農業を営み、人々のくらしに必要な生活用具をつくったり、伝統的な芸能を伝えたりして、日本の社会や文化を支えていきました。」と記されるようになった。近世の被差別民の多くは、農業に従事していたことは近年の部落史の研究の中で明らかになってきた。京都の状況を見ても同様であるが、その多くは零細であった。被差別民は、その中で多くの荒地地の開墾、新田開発に携わってきた。例えば、桑田郡神吉上村では、1597年に三戸で二反と少しの田畑しかなかったものが、1678年には五戸で一町歩をこえる田畑を所持するようになる。増加した田畑の大部分は新たに開墾したものであり、わずか

80年間でこれだけの開発を行っていたのである。⁽¹⁵⁾ 被差別民はその他にも多くの仕事に従事していた。最も多かったのが皮革業であり、武具や太鼓をはじめさまざまな皮革製品を作り出した。特に、雪駄は江戸時代中期以降、庶民の間にも広がり、被差別民がその製造を担っていた。その他にも、履物や草履づくり、染め物や織物、灯心づくり、砥石づくり、竹細工、売薬、車引など様々な仕事に従事して生計を立てるとともに、こうした生産を通して人々の生活を支えていた。⁽¹⁶⁾ 一方、下級役人も被差別民の仕事ととらえられがちであるが、警刑吏は役負担として与えられたものであり、それらが例えば一揆の首謀者の探索などに駆り出されたことによって、農民との間の分裂支配を強化していたこともふまえておく必要があるであろう。⁽¹⁷⁾

また、被差別民の担った文化についての学習も重要である。平成8年度版では、前述したように身分制の成立の中でも「伝統的な芸能を伝えたり」と記述されているが、大単元「江戸時代の文化」の中の小単元「新しい学問」の「蘭学のはじまり」という項の中で、『解体新書』にふれ、挿絵として『人体かいぼうの見学（想像図）』が掲載されている。その説明文としてに以下の記述がなされている。

大阪書籍『小学社会6年』平成8年度版（上P68）

玄白たちは、メスをふるいながら説明する人の話を聞き、オランダ語の医学書にえがかれたさし絵の正確さにおどろきました。説明した人は、当時、低い身分とされた人でした。見学のあと自分たちの無知をさとった玄白たちは、この医学書のほん訳を決心しました。

被差別部落の人々が、江戸時代の社会や文化の発展を支えてきた歴史的事実は、近年の部落史の研究の中で、次々と明らかになってきている。今回の教科書が、こうした視点から「日本の医学の発展に寄与した被差別部落の人々の役割」を記述したことは、大いに評価されるべきことである。しかし、現実の実践の中で子ども達に指導していく上では、この記述が、「被差別部落の特異な例である」とか、また逆に、「被差別部落の人々すべてが携わっていた」といった誤解におちいることがないように留意することが重要である。そのためには、この事実が記されている『蘭学事始』の文を子ども達が理解できるように書き改めて紹介し、被差別身分の人々が人間の体についてその労働を通して多くの知識を持っていたことに気付かせることが重要であろう。⁽¹⁸⁾ また、関連して各地の被差別身分の中に多くの医者がいたことも重要な学習資料である。例えば、京都の野田村では、市兵衛と忠兵衛という二人の医者がおり、小児科の名医として人々から「聖」と呼ばれるほど多くの患者を集めたたくさんの財を蓄え、伏見奉行に多額の御用金を納めることによって苗字帯刀を許されていたという事実も存在する。⁽¹⁹⁾

こうした医学への貢献という観点とともに、中世から被差別民が継承してきた芸能文化についての指導も重要である。近世においても、春駒や萬歳、猿回しといった門付け芸や大道芸、旅芝居などといった形で多くの芸能を被差別民が支えていた。それらは、人々の生活に潤いと喜びを与えるものであり、多くの人々に支持されていた。⁽²⁰⁾

このように、「さらに低い身分の人々の暮らし」では、『さらに低い身分におかれた人々は、厳しい差別の中でも社会や文化を支えてたくましく生きてきたことに気付く』という学習目標のもと、「七分の一の命」といった資料に代表されるような厳しい差別の事実を学習するとともに、これまでのべたように新田開発や皮革製品といった仕事や医学、芸能に携わった被差別

民の暮らしを資料として学習を進めていくことが重要である。

4. 身分制度の動揺—身分制の引き締めとそれへの抵抗—

江戸中期から末期にかけて、身分制の動揺が起こる。教科書を見ると、平成7年度版では徳川幕府成立期の「士と農工商」の単元で一括して記載されていたものの、平成8年度版では、「農民と町人」という単元の中で、「身分制のひきしめ」という項をおこして、次のように分けて記述されている。

大阪書籍『小学社会6年』平成8年度版(上P65)

産業が発達して豊かな農民や町人がふえてくると武士の支配する社会がゆらぎはじめました。幕府や藩は、そのたてなおしのため、身分のきまりをさらにきびしくしました。とくに、農民や町人より低い身分の人々に対しては、居住地・職業・結婚だけでなく生活や服装についてまで、細かくきびしい制限を加えました。

身分制の動揺は、商品経済の発展による農民や町人の勢力の増大がその主な要因ではあろうが、被差別民の生活の向上や身分制への抵抗があったことも、その大きな要因であったことを同時に指導していくことが重要である。その基本は、前述したような新田開発や様々な仕事を通して経済力を高め生活を向上させてきたこと、また野田村の二人の医者身分の取り上げや平人身分との婚姻など身分制度そのものを崩壊させる事実が存在していたことにある。⁽²¹⁾

こうした身分制の動揺に対して、幕府は1778年に全国に向けて穢多・非人の風俗取締の御触書を出す。また各藩も、このころ数々の御触書を出して商業に従事することや風俗に対しての取締を強化する。また、京都においては、1831年、1836年、1842年にわたっていわゆる「穢多狩り」といわれる取締が行われ、市中で暮らしていた被差別民を捕らえて出身地に戻すということも行われている。これら諸政策によって身分制度がより強化されていったのであるが、同時に、こうした取締が必要なほど、様々な方法によって身分制を揺らがせるほどの被差別民の社会進出の事実があったことを示している。

被差別身分の人々の抵抗の最も代表的な例として岡山藩での「渋染一揆」がある。平成8年度版教科書では、小単元「開国と幕府政治の終わり」の中の「高まる幕府への不満」という項の本文中に以下の記述がされ、加えて『差別に反対して立ち上がった人々』という囲み記載を設けて、以下のように記述している。

大阪書籍『小学社会6年』平成8年度版(上P75)

農民や町人より低い身分とされた人々のなかにも、身分による差別からの解放を求めて、一揆や打ちこわしに加わる者があらわれました。

大阪書籍『小学社会6年』平成8年度版(上P75)

江戸時代の後半になると、財政難におちいる藩が多くなりました。岡山藩も財政が苦しくなり、藩内にきびしい倹約を命じました。その時、農民・町人よりも低い身分とされた人々には、服装は渋染(柿色)のような、もようのない木綿着にせよ、雨の日はげたをはいてもよいが、他村へ行くときにははだしにせよ、などと命じました。服装などにまで加

えられたひどい差別に対して、これらの人々は、団結して立ち上がり、ついに藩の命令を取り下げさせました。これを洩染一揆といいます。

このように、この授業では、『幕藩体制がゆらぎ始めると身分制をより強化したこと、それに対して、さらに低い身分の人々は力を合わせて抵抗したことに気付く』という学習目標が立てられる。そして、幕府や各藩の各種のお触れによる取締といった差別の強化の事実と、身分制度を乗り越えようとした被差別民の生き方の事実や洩染一揆に代表される差別への抵抗の事実を資料として活用し、差別への怒りと被差別民のたくましい生き方への共感を育てていく学習展開が求められる。教科書では、「身分制のひきしめ」と「洩染一揆」は別の単元で取り上げられているが、これらは連続した学習として展開する構成をとることが子ども達の理解をより深めるのに効果的であると考えられる。

5. 明治維新と解放令―部落問題の成立―

明治以降の学習においては、今日の社会問題としての部落問題の成立について知り、解決の方向を学ぶことになる。そこで教科書記述を見ると、平成7年度版では、小単元「明治維新」の中の「四民平等と新しい身分」という項の中で以下の記述がなされていた。

大阪書籍『小学社会6年』平成7年度版（上P81）

また、1871年には、これまで農民・町人よりも低い身分とされ、差別を受けていた人々も平民とされました（いわゆる解放令）。しかし、政府は、これらの人々の生活を高め、差別をなくすための積極的な政策を行いませんでした。このため、住む場所や就職・結婚などの差別はなくなり、苦しい生活を続けなければならませんでした。

これに対して、改訂された平成8年度版では、同じ単元の同じ項の中で、以下のように記述が改訂されている。

大阪書籍『小学社会6年』平成8年度版（上P82）

この時、農民や町人よりも低い身分とされてきた人々も平民とされました（「解放令」）。しかし、政府は、これらの人々の生活を高め、差別をなくすための積極的な政策をとらず、他の人々と同じように納税や兵役などの義務を加えました。日常生活での就職・結婚や、住む場所などについての差別もなくなりませんでした。そこで、「解放令」をきっかけに、人間として差別からの解放を求める動きが、各地でおこりはじめました。

平成7年度版では、解放令が出された事実と差別がなくならなかったことにふれ、その原因を政府の積極的政策がなかったことに求める記述となっている。しかし、平成8年度版では、差別がなくならなかったことの原因に、政府の無政策に加えて「納税や兵役などの義務」といった政府の政策をあげている。

近年の部落史研究の中で、明治以降に被差別部落が急速に窮乏化していったことが明らかにされてきた。明治政府の急激な上からの資本主義化政策が、多くの部落産業を崩壊させ、農業従事者の小作化をもたらし、被差別部落の生活の窮乏化を招いたこと、また、社会全

体の階層分離の中で、多くの零細な農民たちや都市の低賃金労働者たちが生活に困窮し、被差別部落やその周辺に流入してきたため部落の急激な人口増加を招いたことなどが指摘されている。まさに、明治政府の政策が今日の被差別部落の実態を生み出したのであり、このことが、今日に続く被差別部落の「低実態」の根源であるといわれている。

その意味で、「解放令」の意味を学習するとともに、「地租改正」「殖産興業」「学制の施行」といった政策ひとつひとつが被差別部落をどのような状態におくことになったのかを詳しく学習する具体的な学習展開が必要である。

このことを京都の具体的な状況でみると、例えば、早くも1873年に官営工場として製靴場が開設される一方で部落の皮革業は近代化が遅れるといった事実が見られように、零細な部落の産業は衰退し、また、大道芸なども1871年の京都府の布達によって禁止された上に、1881年から始まった「松方デフレ」によって不景気が進行し、部落の窮乏化が一気に加速することとなる。このことを1886年に京都府が行った部落の実態調査で見ると、府下最大の部落である柳原庄の場合、全戸数1111戸のうち76%の841戸が「雑業」であり、そのうち749戸が「目下生活に困迫する」状況であり、さらに「七百四十九戸の内、四百戸は僅に所有する処の衣類物品等を売却して漸く口を糊するものにして、又残る三百四十九戸は、所有品もなくただに近隣の救助を受け、或は荘内且つ他の慈善者の助力を受け糊口するものにして、動もすれば飢餓に陥らんとする等の状態なり」と記されている。⁽²⁾ 明治政府の近代化が部落の極度の困窮化を招いたことが如実に表れている。また、同じ調査で旧野田村の人口動態を見ると1886年に1073人であったものが、1926年には2212人⁽³⁾ 1938年には3052人⁽⁴⁾ と大きく増加している。明治期を通して、生活困窮者の流入があり被差別部落の人口の社会増を招いたと考えられる。

このように、ここでの学習は、「解放令」によって制度的身分差別がなくなった意義を学習するとともに、引き続き单元である『富国強兵』や『地租改正』の学習の中で、明治政府の諸政策が部落の困窮化や生活の低実態を招いたこと、さらにその上で、『学校の制度』では、学制発布の中でも部落の就学が三分の一にも満たなかったことを学習していくなど、『四民平等と新しい身分』という单元のみの学習ではなく、指導計画を立て一連の継続した授業の中で部落問題を学習する必要がある。

また、こうした部落の実態の学習とともに、教科書でも、「解放令」以降「人間として差別からの解放を求める動き」が、各地でおこったことにふれているように、部落の人々の差別との闘いについての学習も重要である。京都では、すでに「解放令」以前の1868年8月に蓮台野村の年寄元右衛門が京都府に対し、身分廃止の嘆願を提出しており、さらに、12月にはその子升屋茂兵衛も「類村汚名の儀廃せられ」とい願書を提出している。⁽⁵⁾ このように、明治維新と同時に身分差別に対する闘いは始まっており、生活を守るための自主的改善運動、教育を獲得するための学校の建設、差別的排除に対して入会権や祭礼権を獲得する闘いなど、各地において数多くの差別撤廃の運動が起こされている。

このように明治維新の学習においては、『解放令によって身分制度はなくなったが、明治においても差別は形を変えて残り、強められたことに気付く』という学習目標とともに、『差別された人々は、新しい時代の中で、生活を高め差別をなくそうと努力したことに気付く』という学習目標が立てられる。そして、学習の展開においては、明治以降の厳しい差別の事実とと

もに、各地域における自主的な差別との闘いの存在を掘り起こし、地域教材として導入し、子ども達の学習をより深めていくことが大切である。

6. 水平社の結成－差別との闘い－

1922年の水平社の結成について教科書では、小单元「社会運動の高まり」の中の「民衆運動の発展」という項で以下の記述がされている。

大阪書籍『小学社会 6年』平成8年度版(上P103)

明治の初めに四民平等がとなえられながら、現実の生活のうで差別をされていた人々も、団結して全国水平社をつくり、「みずからの力で差別をなくす」運動をおこしました。

そして、『演説する山田少年(1924年, 大阪)』という写真をそえて『山田少年の叫び』という囲み記載があり、以下のように記述されている。

大阪書籍『小学社会 6年』平成8年度版(上P103)

1922年3月、京都市岡崎の公会堂で、全国水平社の創立大会が開かれました。大会では、「みんなで団結しよう。人間を尊敬することによって、みずからを解放する運動を進めよう。われわれは、心から人生の熱と光を求めるものである。水平社はこうして生まれた。」という意味の宣言文が読み上げられました。また、山田少年は、「大人も子どもも、いっせいに立ち上がって、この悲しみの原因をうち破り光りかがやく新しい世の中にしよう。」と力強くよびかけて、参加者に希望と勇気をあたえました。

この単元の学習においては、被差別部落の人々が水平社の結成に立ち上がった歴史的必然性や水平社結成の歴史的意義について学習する。そこで、『差別されていた人々は、厳しい差別に負けず、自らの力で差別をなくそうと水平社を結成したことに気付く』という学習目標が立てられる。具体的な学習では、米騒動を中心とした時期の被差別部落の人々の生活実態について資料を活用して学習する中で、水平社結成の意味を学ばせたい。その際、「水平社宣言」には是非ともふれて学習させる必要があり、子ども達が理解できるように読み下した「水平社宣言」を資料として用いることが大切である。

同時に、ともすれば子ども達は、簡単に水平社が結成されたかのような受け止めにおちいることがある。当時の社会的・政治的状况の中で、結成に至るまで被差別部落の青年達がどのような状態におかれ、どのような思いを持ち苦悩する中で、どのような苦労や努力を通して具体的な結成の準備をしていったのかについても是非とも学ばせる必要がある。京都では、千本部落の南梅吉が西光万吉の呼び掛けに応えて、早くから活動を始めている。こうした状況を資料化し学習に活用していくことが求められる。⁽²⁶⁾

7. 今日の部落差別－部落問題解決に向けて－

今日の部落差別を学習するにあたり、教科書では歴史学習のまとめとして「『日本のあゆみ』を勉強してきたみなさんへ」という文章の中で次の記述がある。

大阪書籍『小学社会 6 年』平成 8 年度版（上 P126）

また、憲法の尊重する基本的人権もまだ十分に実現されているとはいえません。今でも、歴史で学習したような差別に苦しんでいる人々がいます。

また、歴史学習のあと、政治分野の学習に移り「日本国憲法」について学習する。同和問題については、この憲法学習の中の「基本的人権」についての項の中に記述されており、京都市の指導計画では、この単元において同和問題学習を進めるよう設定されている。

大阪書籍『小学社会 6 年』平成 8 年度版（下 P22）

しかし、歴史で学んだように、世の中には今なお、日常生活や結婚・就職などで、人権がおかされている事実があります。（中略）わたしたち国民一人一人は、これらの差別をなくして、すべての人の基本的人権が守られるように、努力していかなければなりません。

続いて、「ひろがる権利」の項で次の記述がされ、囲み記載として、『世界人権宣言』と『児童の権利条約』の条文が掲載されている。

大阪書籍『小学社会 6 年』平成 8 年度版（下 P24）

また、世界人権宣言や児童（子ども）の権利条約などに見られるように、現代の国際社会では、平和を守るために、地球上のすべての人々の基本的人権の保障が大切であると考えられるようになっています。

部落問題が今日もなお残され、解決が国民的課題であることにふれている中で、特に今回の改訂では、部落問題を「世界人権宣言」や「児童の権利条約」といった国際的な人権尊重の流れや広く人権全般の課題とのかかわりの中で、記述されるようになっている。

こうした教科書の記述を参考にしながら、ここでの学習では、部落差別が今日も存在していること、解決に向けての様々な取組があること、そしてひとりひとりの生き方としての課題であることを学習することになる。したがって『今日もなお部落差別が存在していることに気づき、その解決は国の責務であるとともに国民すべての課題であることを理解し、差別をなくするためのひとりひとりの生き方について考える』という学習目標が立てられる。

具体的な学習展開にあたっては、1950年代から60年代の部落の生活・仕事・教育の実態から、戦後の民主化の中でも部落差別が存在していたこと、そのため部落の人々が中心となって差別をなくす運動が行われたこと、その結果「同和対策審議会答申」が出され、問題の解決は国の責務であることが確認され、「同和対策事業特別措置法」が出されたことという一連の戦後の部落問題を巡る流れを具体的な資料を通して学習する。そして、近年の具体的な差別事件や闘いの事例を教材化する中で現在も部落差別が存在していること、その解決には、引き続き行政による取組が必要であるとともに、差別を許さないひとりひとりの生き方が問われ求められていることを、「世界人権宣言」や「児童の権利条約」といった人権尊重の国際的な潮流の中で考えていく学習を展開していくこととなる。

IV. おわりに

小学校における同和問題指導は、子ども達に豊かな歴史認識を通して、確かな同和問題認識を育てることにある。しかし、同和問題への正しい認識は、部落史を学ぶことだけでは育てられるものではない。部落史学習をふまえた上で、現実の差別に対してひとりひとりの子どもに「どのように生きるか」を問う学習が必要であるし、そうした指導によって同和問題指導のねらいが初めて達成できるであろう。その意味で、「今日の課題」の学習の最終段階では、そうした生き方を問いかける学習が求められる。

そこでの学習視点の第1は、子ども達ひとりひとりの生き方や人と人との根源的な関係の在り方として考えさせるという視点である。部落問題の学習を知的理解のレベルにとどめず、子ども達の生き方を追求させていくためには、子ども達自身の身の回りの人間関係の構築が重要である。同和地区を含む学校では、学級集団の中で部落出身児童が自己の社会的立場を提起し、ともに歩む仲間としてどのように受け止めていくのか話し合う実践が行われている。⁽²⁾ これらの実践は、身近な友達との関係のあり方を通して子ども達ひとりひとりの生き方を問う実践である。もちろんこれらは、同和地区児童が在籍している学校でのものであるが、同和地区を含まない学校においても、様々な社会的立場の中で差別を受けている子どもや生活上の困難を抱えている子ども達が存在している。こうした子ども達が、「つらいこと、しんどいことが言い合える学級」づくりを通し、ひとりひとりの関係を切り結ぶ実践を積み上げていく中で、生き方の問題として差別の問題を追求する姿勢を育てていく授業実践が求められる。

第2の視点は、「差別を許さない」という姿勢を単なる「心がけ」や「決意」に終わらせず、差別に対する実践的行動力としてのスキルを育てていくことである。「具体的な差別にであった時、いかに行動できるか」を課題として学習を展開し、子ども達にスキルを育てていくことは、同和問題学習の最終的なねらいであるとも言える。近年、国際的な人権教育や多文化教育の中から各国での教育実践が紹介されている。⁽³⁾ そこで用いられているロールプレイやシュミレーションゲームなどの手法を活用した学習展開は、人権や差別に対するスキルを育てていくとするものである。これらの学習方法を参考に、例えば具体的な差別の場面での対応を考えさせ、ロールプレイを通して話し合うなどの学習によって、差別に対するスキルを高めていくことができるのではないだろうか。⁽⁴⁾ そうした学習によって、知識レベルから、行動レベルや生き方のレベルにまで子ども達を高めていく授業実践が展開できるのではないかと考えられる。

本稿では、今後の小学校における同和問題指導の方向について、その学習の視点を提起するにとどまった。ここで述べた学習視点をもとに指導計画や学習展開を検討し具体的な授業を設計する中で実践を積み上げ、より豊かな同和問題指導へと改善していくことが課題である。さらに深められる部落史研究に常に注目しながら、同和問題指導に取り組む多くの人々の意見を受け止めて、研究と教育実践を積み上げていきたい。

(1) 最近の部落史研究の動向について論述されたものには、渡辺俊雄『いま部落史がおもしろい』解放出版社1996などがある。

(2) 京都市教育委員会『社会科学習における同和問題にかかわる単元の指導第6学年参考試案』1996

(3) 奈良県教育委員会『部落問題学習の充実をめざして－「部落史の見直し」と教育内容の創造－』1994

- ／埼玉県立南教育センター研究報告書 257号『明るい展望に立った同和教育のあり方に関する調査研究』1996
- (4) 住本健次『たのしい同和教育への道』キリン館1996／住本健次『授業書案 部落の歴史』キリン館1996／住本健次『たのしい同和教育をめざして』『たのしい授業』Na158仮設社1995／板倉聖宣『部落差別の歴史を考える』『たのしい授業』Na159仮設社1995
- (5) 京都部落史研究所『京都の部落史』全10巻 阿吽社1995刊行
- (6) 北山茂夫・林屋辰三郎・奈良本辰也・井上清『部落の歴史と解放運動』部落問題研究所1954
- (7) 師岡佑行『戦後部落解放論争史』第2巻 柘植書房1981 第IV章参照
- (8) 網野善彦『無縁・公界・衆』平凡社1978、横井清『中世民衆の生活文化』東大出版会1975など
- (9) 京都部落史研究所『京都の部落史』阿吽社、白井寿光『兵庫の部落史』神戸新聞総合出版センター、京都部落史研究所『近江八幡の部落史』近江八幡市などである。これらの地方の部落史研究の基盤をなしたのが、地区の部落史研究会や同和教育推進協議会などの地道な研究活動である。それら在地の出版物を含めると、研究の蓄積は膨大なものである。
- (10) 京都部落史研究所『京都の部落史』第1巻P132 阿吽社1995
- (11) 「鹿苑日録」1498 京都部落史研究所『京都の部落史』第3巻P579所収／横井清『中世民衆の生活文化』P276 東京大学出版会1975
- (12) 「北野社家日記」1491 京都部落史研究所『京都の部落史』第3巻P404所収／「千本の赤」作成委員会『千本の赤』1991
- (13) 京都部落史研究所『京都の部落史』第1巻P189 阿吽社1995
- (14) 京都部落史研究所『京都の部落史』第1巻P256 阿吽社1995
- (15) 京都部落史研究所『京都の部落史』第1巻P305 阿吽社1995
- (16) 齊藤洋一『身分差別社会の真実』講談社1995／部落解放研究所編『部落史の再発見』解放出版社1996など
- (17) 京都部落史研究所『京都の部落史』第1巻P330 阿吽社1995
- (18) 横井清『光りあるうちに』P57 阿吽社1990
- (19) 京都部落史研究所『京都の部落史』第4巻P184 阿吽社1984
- (20) 中島棕陰「都繁盛記」京都部落史研究所『京都の部落史』第9巻P375所収／京都部落史研究所編『近世の民衆と芸能』阿吽社1989
- (21) 京都部落史研究所『京都の部落史』第1巻P379 阿吽社1995
- (22) 京都府勸業課『旧穢多非人調書』1886
- (23) 『朝日新聞』1926.1.11
- (24) 京都市社会部『京都市に於ける不良住宅地区に関する調査』1940
- (25) 京都部落史研究所『京都の部落史』第2巻P4 阿吽社1991
- (26) 福田雅子『証言・全国水平社』日本放送出版協会1985／「水平社の源流」編集委員会『水平社の源流』解放出版社1992／師岡佑行『西光万吉』清水書院1992など
- (27) 外川正明「この改進の町が好きだから」『リュミエール学校同和教育実践講座』第6巻解放出版社1993など
- (28) ラルフ・ベットマン『人権のための教育』明石書店1987／G・バイク、D・セルビー『ヒューマン・ライツ』明石書店1993／中川喜代子『グローバル人権論』明石書店1996など
- (29) 森実『いま人権教育が変わる』解放出版社1995